# 産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会課題の解決に資する研究開発を行う大学の研究者に補助する「産学連携実装化プロジェクト（以下「本事業」という。）」の補助金の交付に関し、本事業の事務局である、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が必要な事項を規定するものである。これにより、社会課題の解決とその研究開発成果の社会実装を目指し、大学発スタートアップの起業・成長の機会の創出等により、京都産業の活性化を推進する。

（定義）

第２条　この要綱において、スタートアップとは、次に掲げる条件を満たす、創業１０年未満の中小企業者をいう。なお、本事業における中小事業者は、別表１に掲げる会社とする。

⑴　グローバル展開の可能性を有し、社会課題解決に取り組む、創業からシリーズＡまでの段階（Product Market Fit 実現に向けた商品、サービスの開発を行っている段階）までのスタートアップで、「産学連携実装化プロジェクト研究開発申請書（第１号様式）」の提出時点において、京都市内に本社及び主たる研究開発拠点を設けている者。

⑵　みなし大企業は対象外とする。なお、みなし大企業とは、発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている会社のことをいう。なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。

ア　中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ　投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（補助対象者）

第３条　補助の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　京都市内に本部が設置されている大学・短期大学において、自然科学系の研究を行っている大学の研究者（大学と雇用関係にある者に限る。）

⑵　前項の規定に合致する大学の研究者と連携して研究開発に取り組むスタートアップ（別途産学連携実装化プロジェクト申請要領で定める研究開発に取り組む者に限る。）

２　前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

⑴　市町村税を滞納している者

⑵　京都市暴力団排除条例第２条第１項第４号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者

⑶　本事業において、前年度以前に補助金の交付を受けた者

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下、補助対象事業）は、社会課題の解決に資する自然科学系の研究開発であり、その成果を産学連携により社会実装することを目指すものとする。

（補助対象期間）

第５条　補助の対象となる期間は、補助金の交付決定日から翌年２月末日までとする。

（補助対象経費）

第６条　補助金は、別表２に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払の全てを完了し、証憑等によりその事実を確認できるものについて、予算の範囲内で交付する。ただし、飲食費、遊興、娯楽に要する費用、接待に支出される費用及び公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費は対象としない。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、前条に定める経費の額以内の額で、次の各号に掲げるもののうち、いずれか低い額とする。

⑴　補助対象経費の全額

⑵　上限２００万円（大学の場合は間接経費を含む）

（交付の申請）

第８条　申請により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「産学連携実装化プロジェクト研究開発申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）」によって、別に定める必要書類を添えて、別に定める申請期間に当財団に申請しなければならない。

２　申請者（ただし、大学研究者に限る）は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が無いことが明らかで、「消費税及び地方消費税の仕入控除税額に係る申出書（第１号様式別紙）」を申請書と併せて提出する場合は、対象経費に消費税及び地方消費税を含めることができる。

（交付の決定等）

第９条　当財団は、別に定める申請期間終了後、審査委員会による申請内容の審査の上、交付または不交付の決定を行う。なお、審査は非公開とし、審査の途中経過及び審査結果についての問合せには応じない。

２　当財団は、前項に規定する決定を行ったときは、速やかに「産学連携実装化プロジェクト交付決定通知書（第２号様式）」又は「産学連携実装化プロジェクト審査結果通知書（第３号様式）」により申請者に通知する。

３　当財団は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（事前着手）

第１０条　申請者は前条第２項に規定する交付決定日以前に補助対象事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、交付決定日以前に補助対象事業を実施している場合において、申請書提出時に「産学連携実装化プロジェクト事前着手届（第４号様式）」及び、本事業の実施年度の４月１日以降であって、申請書提出前に支出した経費が分かる資料を当財団に提出したときはこの限りではない。

（変更等の申請）

第１１条　第９条第１項の規定により、交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、計画書の内容を変更しようとする場合、速やかに「産学連携実装化プロジェクト計画変更

等（変更・中止・廃止）承認申請書（第５号様式)」を当財団に提出しなければならない。ただし、承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 研究開発の内容や目的に変更がなく、より効率的な研究目的の達成に役立つと考えられる場合

(2) 補助金額の変更で、補助対象経費総額の５分の１以内の減額であるもの

(3) 計上された経費の費目間の配分変更をする場合において、変更前の各費目における配分額の増減が対象経費総額の５分の１以内であるもの。

２　当財団は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、「産学連携実装化プロジェクト計画変更承認（不承認）通知書（第６－１号様式)」または「産学連携実装化プロジェクト交付決定の中止（廃止）承認通知書（第６－２号様式)」により、補助対象者に通知する。

３　当財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業等の遂行）

第１２条　補助対象者は、補助事業の一部を委託する者等に対し、補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わせ、補助金を他の用途へ使用することのないようにさせなければならない。

（報告、検査及び指示）

第１３条　当財団は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

２　補助対象者は、当財団から前項による報告の指示があった場合、遂行状況について、「産学連携実装化プロジェクト事業遂行状況報告書（第７号様式)」を提出しなければならない。

（実績報告）

第１４条　補助対象者は、補助対象事業の完了日もしくは廃止承認日から２０日を経過した日、又は交付決定日の翌年の３月１０日のいずれか早い日までに、「産学連携実装化プロジェクト実績報告書（第８号様式)」及び所定の添付書類を当財団に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条　当財団は、前条による報告を受け、その内容を審査し、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定したときは、「産学連携実装化プロジェクト補助金交付額確定通知書（第９号様式)」により補助対象者に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第１６条　第８条第２項により、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に係る申出書（第１号様式別紙）を提出した場合には、補助事業完了後、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告しなければならない。

２　当財団は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（補助金の支払）

第１７条　補助金の支払は、補助金の額を確定した後に、補助対象者が指定する金融機関口座に振り込む方法による精算払のみとする。

（交付決定の取消及び返還）

第１８条　当財団は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱又はこれに基づく交付条件もしくは当財団の指示に違反したとき

⑵　この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があったとき

⑶　補助金を使用せず、又は補助金の交付の目的に反して使用したとき

⑷　その他不正があったとき

２　前項第１号から第４号に掲げるものについては、第１５条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用し、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から３０日以内とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納にかかる期間に応じて、年１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

４　当財団は、第１項に基づく取消をしたときは、「産学連携実装化プロジェクト交付決定の中止（廃止）承認通知書（第６－２号様式）」に準じた様式により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（財産の管理等）

第１９条　補助対象者は、本事業による取得財産等について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　補助対象者は、取得財産等について、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後から一定期間は処分してはならない。また、当財団が定める期間を経過する前に取得財産等を処分することにより収入があったときは、当財団に書面で報告し、当財団の請求に応じその収入の一部を当財団に納入しなければならない。

（財産の処分制限）

第２０条　前条第２項に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和５３年８月５日通商産業省告示第３６０号）に準じるものとする。なお、特に定めがない場合は、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間を処分制限期間とする。

２　補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「取得財産等処分承認申請書（第１０号様式）」を当財団へ提出し、承認を得なければならない。

（関係書類の整備）

第２１条　補助対象者は、補助事業等に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

２　補助対象者は、前項の規定による書類の整備に当たっては、補助事業等と補助金等の交付の対象とならない事務又は事業とを明確に区分することができるようにしなければならない。

（その他必要な条項）

第２２条　この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附　則

この要綱は令和６年６月２０日から施行する。

附　則

この要綱は令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和８年８月２１日から施行し、同年６月５日から適用する。

ただし、令和８年６月５日付交付決定を受けた申請者については、第８条第２項の規定にかかわらず、計画変更等承認申請書（第５号様式）の提出と併せて消費税及び地方消費税の仕入控除税額に係る申出書（第１号様式別紙）を提出した場合は、同項の規定による提出があったものとみなす。

別表１

本事業における中小事業者

本事業における中小企業者とは以下に該当する会社（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社）とします。

ただし、みなし大企業※1及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業を営む者は対象外となります。

対象となる企業の資本金基準、従業員基準

| **主たる事業として営んでいる業種** | **資本金基準**※2（資本金の額又は出資の総額） | **従業員基準**（常時使用する従業員の数※3） |
|---|---|---|
| 建設業、運輸業、その他の業種（下記以外） | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 3 億円以下 | 900 人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | 100 人以下 |
| 小売業 | 5 千万円以下 | 50 人以下 |
| サービス業（下記以外） | 5 千万円以下 | 100 人以下 |
| ソフトウエア業又は情報処理サービス業 | 3 億円以下 | 300 人以下 |
| 旅館業 | 5 千万円以下 | 200 人以下 |

※１　みなし大企業とは

・　発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している企業
・　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している企業
・　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を含めている企業
・　なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。
　（ｱ）　中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
　（ｲ）　投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※２　資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※３　常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

別表２－１（第６条関係、大学研究者の場合）

| | 費用区分 | 内　容 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 直接経費 | 設備・備品費 | 計測機器、実験器具等の物品の購入に要する経費など | 直接経費の５０％以内 |
| | 材料・消耗品費 | 試作品の製作など研究開発に係る材料、試験薬や文房具等の物品の購入に要する経費など | |
| | 労務費・謝金 | 研究開発補助アルバイトへの賃金など | |
| | 旅費・交通費 | 研究開発に係る国内での移動経費など | 国外の経費は対象外 |
| | その他費用 | 学会参加費、外注加工費など | |
| 間接経費 | － | 大学の規定に基づく間接経費 | |

※　国や自治体等の実施する他の補助事業で採択済、申請済又は申請予定の経費は対象外となります。

対象経費とならない経費

・補助対象期間内までに支払いを終えない経費
・研究者（共同研究者含む）の人件費
・官公庁へ支払う出願料・手数料等（特許出願等）
・消費税及び地方消費税※
・研究者（共同研究者を含む）以外の者に関わる経費（旅費等）
・振込手数料、代引手数料
・光熱水費、通信費
・建物等施設の建設・改築、不動産取得・賃借に関する経費
・研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注又は委託する経費
・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、記録媒体等）の購入費
・その他、当該研究開発の実施に関連のない経費

等

※　ただし、「消費税及び地方消費税の仕入控除税額に係る申出書（第１号様式別紙）」を提出した場合は補助対象経費に含むことができる（第８条第２項）。

別表２－２（第６条関係、スタートアップの場合）

| | 費用区分 | 内　容 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 直接経費 | 設備・備品費 | 分析計測機器、実験器具等の機械装置及び設備・備品の購入に要する経費など | 直接経費の７０％以内 |
| | 材料・消耗品費 | 試作品の製作など研究開発に係る材料、試験薬や文房具等の物品の購入に要する経費など | |
| | その他費用 | 学会参加費、外注加工費など当該研究開発の実施に直接的に関連する経費 | |

※　国や自治体等の実施する他の補助事業で採択済、申請済又は申請予定の経費は対象外となります。

対象経費とならない経費

・補助対象期間内までに支払いを終えない経費
・人件費及び旅費
・官公庁へ支払う出願料・手数料等（特許出願等）
・消費税及び地方消費税
・損失補填、借入に伴う支払利息
・振込手数料、代引手数料
・光熱水費、通信費
・建物等施設の建設・改築、不動産取得・賃借に関する経費
・研究開発期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
・主たる研究開発課題の解決方法そのものを外注又は委託する経費
・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、記録媒体等）の購入費
・その他、当該研究開発の実施に関連のない経費

等

第１号様式（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

申請者
所在地　〒

名　称　（大学・企業名）

研究責任者（企業の場合は代表者）
（職・氏名）

# 産学連携実装化プロジェクト研究開発申請書

産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第８条の規定により申請書を提出します。

**解決を目指す社会課題**

| |
|---|
| 例）脱炭素に向けた、化石燃料への高い依存からの脱却 |

**上記社会課題を解決するための研究開発テーマ**

| |
|---|
| |

**ＧＸ枠（※）への申請**

**上記テーマについて、ＧＸに資する技術である場合は以下に✔を入れてください。**

□　申請する研究開発テーマは、ＧＸに資する技術である

※　ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）に関連する研究開発に対する採択枠です。
スタートアップはＧＸ枠にのみ申請が可能です。
なお、ＧＸとは化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、エネルギーの安定供給・経済成長・ＣＯ２排出削減の同時実現を目指すものを指します。

## １　申請者の概要

### ⑴　研究者の場合

| | | |
|---|---|---|
| （フリガナ）<br>氏名 | | |
| 所属及び役職 | | |
| 連絡先 | 住所 | 〒 |
| | 電話番号 | －　　－ |
| | E－mail | |
| | URL | |
| 連携先<br>共同研究者 | | （連携先がある場合は記載してください。） |
| 研究開発実績等 | | （本件研究開発に関係する研究開発実績等を記載してください。） |

### ⑵　スタートアップの場合（※　ＧＸ枠のみ申請可能）

| | | |
|---|---|---|
| （フリガナ）<br>企業名 | | |
| （フリガナ）<br>代表者名 | | |
| 所在地 | | 〒 |
| 業種 | | |
| 連絡先 | （フリガナ）<br>研究責任者名 | |
| | 電話番号 | －　　－ |
| | E－mail | |
| | URL | |
| 研究開発実績等 | | （本件研究開発に関係する研究開発実績等を記載してください。） |

※申請者がスタートアップの場合は、(別紙)事業者基本情報を記入し、申請書に添付してご提出ください。

## 2　補助対象経費及び補助申請額

### ⑴　補助対象経費の総額

| |
|---|
| 円 |

### ⑵　補助申請額及び内訳

| 費　　目 | 内　　訳 | 金額（千円）<br>税抜 | 金額（千円）<br>税込 |
|---|---|---|---|
| 設 備 ・ 備 品 費 | | | |
| 材 料 ・ 消 耗 品 費 | | | |
| 労 務 費 ・ 謝 金<br>（大学研究者のみ）<br>※労務費は消費税対象外 | | | |
| 旅 費 ・ 交 通 費<br>（大学研究者のみ） | | | |
| そ の 他 費 用 | | | |
| 間 接 経 費<br>（大学研究者のみ） | | | |
| 合　計 | | | |

３　申請する社会課題に関する申請者の実績（連携先を含む。）

| | | |
|---|---|---|
| 論文発表の有無 | □　有<br>□　無 | （「有」の場合、代表論文の写しを添付してください。この欄には、題名、全著者名、掲載雑誌名、巻、年、ページを記載してください。） |
| 特許出願の有無 | □　有<br>□　無 | （「有」の場合、代表特許の写しを添付してください。この欄には、出願又は公開番号、名称、発明者名、出願人名を記載してください。） |

（スタートアップのみ記入）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大学研究者との連携 | | （連携先について、大学／研究者名を記載してください。**ただし、<u>最低１者は京都市内に本部を置く大学に所属する研究者であることが必須です。</u>**） | |
| 大学との連携 | 知的財産使用契約 | □　有<br>□　無 | （「有」の場合、知的財産（特許）の出願又は公開番号、名称、発明者名、出願人名を記載してください。） |
| | 共同研究契約 | □　有<br>□　無 | （「有」の場合、契約先の大学や概要を可能な範囲で記載してください。） |

**※　以下の項目４～９について、申請テーマがＧＸに資する技術である場合は、研究開発する技術がどのようにＧＸに貢献するのかという観点も踏まえて記載ください。**

４　研究開発の概要（５～９までの要約）

⑴　研究開発の概要を３００文字以内で要約し、御記入ください。

| |
|---|
| （社会課題の解決に向け、実施する研究開発の概要を記載してください。） |

⑵　研究開発実施計画を３００文字以内で要約し、御記入ください。

（研究開発実施計画を研究の流れが分かるように要約して記載してください。）

**５　研究開発の内容（Ａ４　１枚以内）**

（社会課題への対応方法、技術内容、新規要素、補助期間における到達目標等を簡潔に記載してください。）

**６　社会課題の解決への手法（Ａ４　１枚以内）**

（研究開発の内容が、社会課題の解決にどのようにつながるか、具体的に記載してください。）

## ７　研究開発成果の社会実装の可能性（Ａ４　１枚以内）

（研究開発の成果となる技術や製品について、どのように社会実装を図っていくか、時期や目標等について具体的に記載してください。なお、スタートアップの場合は社会実装にあたってのビジネスプランも含めて記載ください。）

**（大学研究者のみ、以下の中から、ご自身が考えている社会実装の手段に最も近い展開を１つ選んで✔を入れてください）**

- □ 起業を考えている
- □ 企業との共同研究による事業化を考えている（具体的な候補あり）
- □ 企業との共同研究による事業化を考えている（具体的な候補なし）
- □ ライセンス契約により民間事業者の手で事業化を考えている
- □ 具体的な手法は考えていない
- □ その他（具体的な内容：　　）

８　波及効果（Ａ４　１枚以内）

（研究開発の成果が、地域経済の活性化にどのように寄与するか、どのように新たな社会的・経済的価値を創出するか、具体的に記載してください。）

９　研究開発実施計画（Ａ４　１枚以内）

（社会課題の解決に向け、成果を得るために、どのように研究開発を実施していくのか、計画を具体的に記載してください。）

（別紙）事業者基本情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業者名 | | 代表者名 | |
| 所在地住所 | 〒 | | |
| 担当者氏名 | | 担当者連絡先 | TEL：<br>Mail： |
| 資本金 | 千円 | 従業員数 | 名 |
| 創業年月日 | 年　　月　　日 | 業種 | |
| 担当者<br>メールアドレス | @ | URL | |
| 売上高 | 千円【前　期】<br>千円【前々期】 | 経常利益 | 千円【前　期】<br>千円【前々期】 |

| 株主構成 | 氏名 | 関係 | 比率 | 氏名 | 関係 | 比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 沿革 | |
| 代表者の経歴 | |
| 事業内容 | （別紙資料でも代替できます。） |
| 資金調達<br>状　　況 | （調達年度　調達手段、年限、回数、調達額(借入額)） |
| その他<br>PR 事項 | （他団体のアクセラレーションプログラムへの参加や受賞歴等があればご記入ください。） |

第１号様式別紙（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

所 在 地
名　　称
代 表 者　役職名
　　氏　名
電　　話

# 消費税及び地方消費税の仕入控除税額に係る申出書

産学連携実装化プロジェクト補助金について、以下の事由に該当するため、消費税仕入控除税額はありません。

□　公益法人等（学校法人、国立大学法人、地方独立行政法人等）であって、特定収入割合が５％を超えている。

【添付書類】※
○消費税確定申告書
○消費税確定申告書付表２（計算表）
○特定収入割合を確認できる書類

※　事業完了の翌年度９月頃、事務局より添付書類の提出を求めます。照会時点で書類の提出が困難な場合は、申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期をご連絡の上、確定後速やかに提出してください。

第２号様式（第９条関係）

年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長　西本清一

# 産学連携実装化プロジェクト交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで提出のありました産学連携実装化プロジェクト研究開発申請書について、審査のうえ、下記のとおり決定いたしましたので、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　審査結果　　交付

２　交付予定額　　金　　円

３　備　　考　　後日、当財団から計画内容等の協議に係る連絡をいたします。

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長　西本清一

# 産学連携実装化プロジェクト審査結果通知書

　　年　　月　　日付けで提出のありました産学連携実装化プロジェクト研究開発申請書について、審査のうえ、下記のとおり決定いたしましたので、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

審査結果　　不交付

第４号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

所 在 地
名　　称
代 表 者　役職名
　　氏　名
電　　話

# 産学連携実装化プロジェクト事前着手届

　　年　　月　　日付けで提出しました産学連携実装化プロジェクト研究開発申請書について、交付決定前に事業に着手しますので、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１０条の規定により届け出ます。

　なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付予定額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

１　事前着手の理由

２　着手（予定）年月日　　年　　月　　日

第５号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

所 在 地
名　　称
代 表 者　役職名
　　氏　名
電　　話

# 産学連携実装化プロジェクト計画変更等（変更・中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付けで交付決定のあった産学連携実装化プロジェクトについて、
□変更
下記のとおり　□中止　したいので、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１１
□廃止
条の規定により申請します。

記

１　変更（変更・中止・廃止）の理由

２　変更（変更・中止・廃止）の内容

３　変更（変更・中止・廃止）後の交付予定額
金　　円

第６－１号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長　西本清一

# 産学連携実装化プロジェクト変更承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで変更承認申請のありました産学連携実装化プロジェクト補助金につきまして、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１１条の規定により承認（不承認）と決定しましたので通知します。

記

１　承認（不承認）の内容

２　承認（不承認）の理由

３　変更承認（不承認）後の交付予定額
　　金　　円（変更前：金　　円）

第６－２号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長　西本清一

## 産学連携実装化プロジェクト交付決定の中止（廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで中止（廃止）承認申請のありました産学連携実装化プロジェクト補助金につきまして、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１１条の規定によりその交付の決定の全部（一部）の中止（廃止）の承認が決定しましたので通知します。

記

１　テーマ

２　中止（廃止）の期日（期間）

３　交付決定を中止（廃止）した補助対象者に対する交付予定額
当初交付予定額　　金　　円
変更交付予定額　　金　　円
差引交付予定額　　金　　円

４　交付決定の中止（廃止）を承認した理由

第７号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

所 在 地
名　　称
代 表 者　役職名
　　氏　名
電　　話

# 産学連携実装化プロジェクト事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のありました産学連携実装化プロジェクト補助金の遂行状況につきまして、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１３条の規定により報告します。

記

１　補助事業の遂行状況（※準備進捗状況等の具体的内容を記載すること。）

２　補助対象経費の使用状況（※証拠書類を添付すること。）

第８号様式（第１４条関係）

年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

所 在 地
名　　称
代 表 者　役職名
　　氏　名
電　　話

# 産学連携実装化プロジェクト実績報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった産学連携実装化プロジェクト補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１４条の規定により報告します。

記

１　補助金交付予定額　　金　　円

２　補助対象経費　　金　　円

３　事業完了年月日　　年　　月　　日

４　添付資料

（１）実施報告書

（２）補助対象経費明細書

（３）収支明細書（受払簿、債務計上票など）

（４）収支明細書類（見積書、納品書、請求書など）

第９号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛

公益財団法人京都高度技術研究所
理事長　西本清一

# 産学連携実装化プロジェクト補助金交付額確定通知書

産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第１５条の規定により下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

１　補助金交付確定額　　金　　円

２　備　　考　　速やかに請求書を提出してください。

第１０号様式（第２０条関係）

年　月　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

所在地
名　称
代表者　役職名
　　氏　名
電　話

# 取得財産等処分承認申請書

　　年　　月　　日付けで交付額確定通知を受けた産学連携実装化プロジェクトにより取得した財産を処分するため、産学連携実装化プロジェクト補助金交付要綱第２０条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　取得財産の種類

２　取得年月日　　年　　月　　日

３　交付確定額　　金　　円

４　処分の理由

５　添付書類

（参考様式１）

# 補助金の受領に係る委任状

年　月　日

令和　年度　産学連携実装化プロジェクトの補助金の受領方を

（研究機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（研究機関代表者職・氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

に委任致します。

研究責任者

（所属研究機関・部局・職）＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（参考様式２）

# 補助金の管理及び経理並びに受領に係る承諾書

年　月　日

研究責任者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

（研究機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（研究機関代表者職・氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　年度　産学連携実装化プロジェクトの補助金の交付を受けて、（テーマ名）に係る研究開発を実施するうえで、研究責任者を代理して当該研究に係る補助金の管理及び経理並びに受領を行うことを承諾します。

（参考様式３）

# 請　　求　　書

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

ただし、「産学連携実装化プロジェクト補助金」として

上記の金額を請求します。

年　　月　　日

公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

請 求 者

所　　在　　地
名　　称（法人名）
代 表 者　役 職 名
　　氏　　名

| 本書の金額は、下記口座に振込願います | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 口座開設場所および預金種別 | 銀　　行<br>信用金庫 | 支店 | 普通<br>当座 | 第 | 号 |
| 口　座　名　義 | (フリガナ) | | | | |